

居住制限区域（飯舘村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯舘村内へ相当回数にわたって立入りするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成30年3月分までの生活費増加費用（食費、水道料金、交通費）及び平成29年3月分までの一時立入費用が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、169万7763円（別紙の「和解金額合計」欄記載の金額）の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年11月29日

（仲介委員 中尾正浩）

平成〇〇年(東)第〇号 AO世帯
申立人 X1

損害項目	内 訳	金 額	期 間
避難費用	食費増加分(自家消費米・野菜)	495,000	H27.7.1~H30.3.31
	水道料金増加分	370,463	H27.7.1~H30.3.31
	交通費増加分	330,000	H27.7.1~H30.3.31
一時立入費用	一時立入交通費	937,400	H26.12.1~H29.3.31
	「避難・帰宅等にかかる費用相当額」のうち重複分	-515,000	H26.12.1~H29.3.31
その他	防犯システム稼働に必要な電話料金	30,450	H27.7.1~H29.3.31
小計(X1)		1,648,313	
本件和解仲介に関する弁護士費用(Y1)=X1×3%		49,450	
和解金額(X1+Y1)		1,697,763	

和解金額合計(X1+Y1)	1,697,763
---------------	-----------

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人Y 1 及び同Y 2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、44万3086円（別紙の「和解金額合計」欄記載の金額）の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年11月29日

（仲介委員 中尾正浩）

平成〇〇年(東)第〇号 AO世帯
申立人 Y1

損害項目	内 訳	金 額	期 間
避難費用	食費増加分(自家消費野菜)	220,000	H27.7.1~H30.3.31
	水道料金増加分	99,000	H27.7.1~H30.3.31
	交通費増加分	70,000	H27.7.1~H28.1.31
一時立入費用	一時立入交通費	144,200	H27.6.1~H28.12.31
	「避難・帰宅等にかかる費用相当額」のうち重複分	-120,000	H27.6.1~H28.12.31
生命・身体的損害	通院慰謝料	15,000	H29.1.1~H29.5.31
	通院交通費	1,980	H29.1.1~H29.5.31
小計(X1)		430,180	
本件和解仲介に関する弁護士費用(Y1)=X1×3%		12,906	
和解金額(X1+Y1)		443,086	

和解金額合計(X1+Y1)	443,086
---------------	---------

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人Z 1、同Z 2、同Z 3、同Z 4及び同Z 5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、192万4118円（別紙の「和解金額合計」欄記載の金額）の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- (3) 仮に本和解による賠償がその全額の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず、第1項記載の財物の所有権は被申立人に移転しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年11月29日

（仲介委員 中尾正浩）

平成〇〇年(東)第〇号 AO世帯
 申立人 Z1

損害項目	内 訳	金 額	期 間
避難費用	食費増加分(自家消費米・野菜)	495,000	H27.7.1~H30.3.31
	水道料金増加分	247,500	H27.7.1~H30.3.31
	交通費増加分	330,000	H27.7.1~H30.3.31
一時立入費用	一時立入交通費	423,600	H26.12.1~H29.2.28
	「避難・帰宅等にかかる費用相当額」のうち重複分	-340,000	H26.12.1~H29.2.28
財物損害	果樹(福島県相馬郡飯館村〇〇及び同〇〇所在)	283,494	
小計(X1)		1,439,594	
本件和解仲介に関する弁護士費用(Y1)=X1×3%		43,188	
和解金額(X1+Y1)		1,482,782	

申立人 Z4

損害項目	内 訳	金 額	期 間
生命・身体的損害	通院慰謝料	175,000	H26.12.12~H29.2.18
	通院交通費	19,800	H26.12.12~H29.2.18
	診断書取得費用	19,440	
小計(X4)		214,240	
本件和解仲介に関する弁護士費用(Y4)=X4×3%		6,428	
和解金額(X4+Y4)		220,668	

申立人 Z5

損害項目	内 訳	金 額	期 間
生命・身体的損害	通院慰謝料	175,000	H26.12.12~H29.2.18
	通院交通費	19,800	H26.12.12~H29.2.18
	診断書取得費用	19,440	
小計(X5)		214,240	
本件和解仲介に関する弁護士費用(Y5)=X5×3%		6,428	
和解金額(X5+Y5)		220,668	

和解金額合計(X1+Y1+X4+Y4+X5+Y5)	1,924,118
---------------------------	-----------